柏崎刈羽原子力発電所第6号標	設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 本文-002(比較表) 改 0	
提出年月日	2023年10月4日	

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉本体の基本設計方針)

2023 年 10 月 東京電力ホールディングス株式会社

本資料のうち,枠囲みの内容は,機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機設計及び工事計画審査資料資料番号KK6本文-002(比較表) 改0提出年月日2023年10月4日

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)

先行審査フラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)					
島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較		
	現象 3. 火災 A. 溢水等 5. 設備に対する要求(5.5 安全弁等,5.6 逆止め弁,5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件,5.8 電気設備の設計条件を除く。),6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系		・差異なし		
	第2章 個別項目	第2章 個別項目			
	1. 炉心等 燃料体(燃料要素及びその他の部品を含む。)は,設 置(変更)許可を受けた仕様となる構造及び設計とする。 【23条1】	1. 炉心等 燃料体 (燃料要素及びその他の部品を含む。) は,設置(変更)許可を受けた仕様となる構造及び設計とする。 【23条1】	・差異なし		
	料は ,通常運転時における原子炉運転状態に対応した圧力 , 温度条件 , 燃料使用期間中の燃焼度 , 中性子照射量及び水質の組合せのうち想定される最も厳しい条件において , 耐放射線性 , 寸法安定性 , 耐熱性 , 核性質及び強度のうち必要な物理的性質並びに , 耐食性 , 水素吸収	燃料体,減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は,通常運転時における原子炉運転状態に対応した圧力,温度条件,燃料使用期間中の燃焼度,中性子照射量及び水質の組合せのうち想定される最も厳しい条件において,耐放射線性,寸法安定性,耐熱性,核性質及び強度のうち必要な物理的性質並びに,耐食性,水素吸収特性及び化学的安定性のうち必要な化学的性質を保持する材料を使用する。【23条2】	・差異なし		
	· ·	燃料体は炉心支持構造物で支持され,その荷重は原子 炉圧力容器に伝えられる設計とする。【23条8】	・差異なし		
	び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内 の圧力,自重,附加荷重,核分裂生成物の蓄積による燃 料被覆管の内圧上昇,熱応力等の荷重に耐える設計とす	燃料体は,設置(変更)許可を受けた,通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力,自重,附加荷重,核分裂生成物の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇,熱応力等の荷重に耐える設計とする。また,輸送中又は取扱中において,著しい変形を生じない設計とする。【23条4】	・差異なし		
		炉心支持構造物は,最高使用圧力,自重,附加荷重及び地震力に加え,熱応力の荷重に耐える設計とする。【23条5】	・差異なし		
	発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において,原子炉冷却系統,原子炉停止系統,反応度制御系統,計測制御系統及び安全保護回路(安全保護系)の機能と併せて	炉心は,通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において,原子炉冷却系統,原子炉停止系統,反応度制御系統,計測制御系統及び安全保護回路(安全保護系)の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。【23条6】	・差異なし		

柏崎刈羽原子力発電所第6号機設計及び工事計画審査資料資料番号KK6本文-002(比較表) 改0提出年月日2023年10月4日

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)

先行番盆ノラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)					
島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較		
	端が半球形 ,下端がさら形の円筒形鋼製圧力容器に収容	炉心部は燃料体,制御棒及び支持構造物からなり,上端が半球形,下端がさら形の円筒形鋼製圧力容器に収容される。原子炉圧力容器の外側には,遮蔽壁を設ける設計とする。【23条7】	・差異なし		
	炉心支持構造物は,通常運転時,運転時の異常な過渡変 化時及び設計基準事故時において,発電用原子炉を安全	燃料体(燃料要素を除く。),減速材及び反射材並びに 炉心支持構造物は,通常運転時,運転時の異常な過渡変 化時及び設計基準事故時において,発電用原子炉を安全 に停止し,かつ,停止後に炉心の冷却機能を維持できる 設計とする。【23条3】	・差異なし		
	なお,熱遮蔽材は設けない設計とする。【24条1】	なお,熱遮蔽材は設けない設計とする。【24条1】	・差異なし		
	る基本設計方針については ,原子炉冷却系統施設の基本	2. 原子炉圧力容器 2.1 原子炉圧力容器本体 原子炉圧力容器の原子炉冷却材圧力バウンダリに係 る基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本	・差異なし		
	設備 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ」に基づく設計とする。【27条1~15】	設計方針「第2章 個別項目 3. 原子炉冷却材の循環 設備 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ」に基づく設計とする。【27条1~15】 原子炉圧力容器は,円筒形の胴部にさら形の底部を付	・美思なし		
	した鋼製容器に ,半球形の鋼製上ぶたをボルト締めする	原子が圧力容器は、円間形の胴部にさら形の底部を刊した鋼製容器に、半球形の鋼製上ぶたをボルト締めする構造であり、主蒸気ノズル、給水ノズル等を取り付ける設計とする。【23条10】	・左共なし		
	ル(胴中央部6箇所)から入り,ダウンカマを経由し,原子炉冷却材再循環ポンプにより,炉心内へ送り込まれ,燃料体周囲のチャンネルボックスが形成した原子炉冷却材の流路を炉心の下方から上方向に流れ,主蒸気ノ	原子炉圧力容器内の原子炉冷却材の流路は,給水ノズル(胴中央部6箇所)から入り,ダウンカマを経由し,原子炉冷却材再循環ポンプにより,炉心内へ送り込まれ,燃料体周囲のチャンネルボックスが形成した原子炉冷却材の流路を炉心の下方から上方向に流れ,主蒸気ノズル(胴上部4箇所)に組み込まれた主蒸気流量制限器から出る設計とする。【23条9】	・差異なし		
		原子炉圧力容器の支持方法として ,下部については円 錐スカート支持 ,上部については横振防止機構で原子炉 遮蔽壁に支持する設計とする。【23 条 11】	・差異なし		
	原子炉圧力容器及び原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングは最低使用温度を 10 に設定し, <u>関連温度(初期)を-30 以下</u> に設定することで脆性破壊が生じない設計とする。【14条22】	タケーシングは最低使用温度を 10 に設定し,関連温	・設計条件の違いによる差異(機器仕様の違い)		

柏崎刈羽原子力発電所第6号機設計及び工事計画審査資料資料番号KK6本文-002(比較表) 改0提出年月日2023年10月4日

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉本体の基本設計方針)					
島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機 設工認申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較		
	原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングにあっては,日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靭	中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器及び原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングにあっては,日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靭性の確認試験方法」(JEAC4206)に基づき,適切な破壊じん性を有する設計とする。【14条20】	・差異なし		
	チャンネルボックスは ,制御棒をガイドし ,燃料集合体を保護する設計とする。【23 条 12】	チャンネルボックスは , 制御棒をガイドし , 燃料集合体を保護する設計とする。【23 条 12】	・差異なし		
	1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子炉 圧力容器は,当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために,施設時に適 用された告示「発電用原子力設備に関する構造等の技術 基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」を満足し, 機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数の 監視試験片を原子炉圧力容器内部に挿入することによ	2.2 監視試験片 1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子炉 圧力容器は,当該容器が想定される運転状態において脆 性破壊を引き起こさないようにするために,施設時に適 用された告示「発電用原子力設備に関する構造等の技術 基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」を満足し, 機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数の 監視試験片を原子炉圧力容器内部に挿入することによ り,照射の影響を確認できる設計とする。【22条1】			
		監視試験片は,適用可能な日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC4201)により,取出し及び監視試験を実施する。【22条2】	・差異なし		
	原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定すること	また,保安規定に,監視試験片の評価結果に基づき,原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定することを定めて,原子炉圧力容器の非延性破壊(脆性破壊)を防止するよう管理する。【22条3】	・差異なし		
	り生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他	炉冷却材の循環 ,沸騰その他の原子炉冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他	・差異なし		
	4. 主要対象設備 原子炉本体の対象となる主要な設備について,「表 1 原子炉本体の主要設備リスト」に示す。	4. 主要対象設備 原子炉本体の対象となる主要な設備について,「表 1 原子炉本体の主要設備リスト」に示す。	・差異なし		